

評議員選出に関する申し合わせ

1 評議員の被推薦資格

各県医師会より推薦される医師会推薦の評議員及び各県消防長会から推薦される消防長会推薦の評議員を除く評議員の被推薦資格は以下のとおりとする

- ① 日本救急医学会中国四国地方会の A 会員または B 会員で日本救急医学会または日本救急医学会中国四国地方会に 3 年以上所属し、最近 3 年間に救急医学に関する十分な業績があること。
- ② 原則として、被推薦時の年齢が満 65 歳以下であること

2 評議員の定数

- ① 医師会推薦の評議員は、各県医師会及び広島市医師会、岡山市医師会の救急担当あるいはそれに相当する理事各 1 名をもって充てる
- ② 消防長会推薦の評議員は、各県 1 名とし、原則として救急救命士であり、病院前救護において十分な活動実績を有するものをもって充てる
- ③ 監事、幹事を除く一般評議員の定数は、原則として A 会員においてはその会員数のおおむね 20% 以内、B 会員においては 5% 以内とする

3 一般評議員の推薦方法

- ① 新評議員候補者の推薦は、毎年総会開催の 1 カ月前までに代表幹事宛に行うものとする
- ② 新評議員候補者の推薦に必要な書類は以下のとおりとする
 - 1) 現評議員 2 名以上の推薦書
 - 2) 評議員候補者の履歴書（自筆の署名）
 - 3) 日本救急医学会中国四国地方会での学術発表を記載した業績目録
 - 4) 日本救急医学会中国四国地方会事務局が発行した会員歴証明

4 新評議員の選出

新評議員の選出は幹事会が行い、評議員会の承認を得る

5 評議員の委嘱

評議員の委嘱は代表幹事が行う

平成 17 年第 21 回幹事会、評議員会にて評議員定数・被推薦時の年齢改正
平成 18 年第 22 回幹事会、評議員会にて役職評議員を医師会推薦の評議員に名称変更
平成 19 年第 23 回幹事会、評議員会にて被推薦資格に消防長会推薦の評議員を追
平成 24 年第 28 回評議員会にて、評議員定数①に、岡山市医師会を追加
平成 25 年第 29 回評議員会にて、評議員定数③の A 会員%を変更
平成 26 年第 30 回評議員会にて、会長を代表幹事に変更
令和 8 年第 42 回評議員会にて、「1. 評議員の被推薦資格」の条件改正